

消費の技術基準(規則第51条～第56条の4)の見直しの方向性(案)

性能規定化

目的の明確化

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
51	1	3	<p>【火薬類の取扱い】</p> <p>(現行規則) 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等を使用すること。</p> <p>(規制の趣旨) 火薬類を運搬するときの安全な措置を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語を見直し、火薬類の運搬に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、運搬箱等を使用すること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化が図られる。</u></p>
51	1	4	<p>(現行規則) 電気雷管を運搬する場合には、脚線が裸出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 火薬類を運搬するときの安全な措置を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語を見直すとともに、火薬類を取扱う現場では一般的に持ち込みが禁止されている電波を発する電気器具を追加(規制強化)し、火薬類の運搬に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 電気雷管を運搬する場合には、脚線が露出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の露出している又は電波を発する電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化が図られる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
51	1	6	<p>(現行規則) 凍結したダイナマイト等は、摂氏50度以下の温湯を外槽に使用した融解器により、又は摂氏30度以下に保つた室内に置くことにより融解すること。ただし、裸火、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。</p> <p>(規制の趣旨) 事故の原因となる不発や残留等を生じさせないための措置。</p>	<p>(見直しの考え方) 凍結したダイナマイト等の融解方法を限定することなく、選択肢を増やしてはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 凍結したダイナマイト等は、適切な方法で融解すること。ただし、裸火、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、適切な融解方法の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) 凍結した火薬類の融解方法の自由度が増加する。</p>
51	1	9	<p>(現行規則) 導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上適当な長さに切断し、工業雷管に電気導火線又は導火線を取り付ける場合には、口締器を使用すること。</p> <p>(規制の趣旨) 導火線を取り扱う際の措置を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 規定されている古い用語を見直し、火薬類の運搬に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上適当な長さに切断し、工業雷管に導火線を取り付ける場合には、口締器を使用すること。</p> <p>(見直しの効果) 規制の趣旨の明確化が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
51	1	10	<p>(現行規則) 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、0.01A(半導体集積回路を組み込んだ電気雷管にあっては0.3A)を超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>不点火を防止するための措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 規制の趣旨を明確化するとともに、導通(試験)試験方法の選択肢を増やしてはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、電気雷管には爆発のおそれのない安全な電流を流し、かつ、危害予防の措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、爆発のおそれのない電流の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) 技術基準の趣旨の明確化が図られる。 <u>導通(抵抗)試験方法の自由度が増加する。</u></p>
51	1	11	<p>(現行規則) 落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>落雷の危険があるときの措置を求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語を見直し、火薬類の運搬に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 落雷の危険があるときは、電気雷管に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化が図られる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
52	3	2	<p>【火薬類取扱所】</p> <p>(現行規則) 火薬類取扱所には建物を設け、その構造は、火薬類を 存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平家 建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又は これと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とする こと。</p> <p>(規制の趣旨) <u>盗難防止を主眼とした措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>盗難および火災を防ぎ得る構造を明確にしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ)建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常 時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、盗難および火災を防ぎ得る構造の考え方について検 討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>技術基準の趣旨の盗難および火災を防ぎ得る構造の明確化が図られる。</u></p>
52	3	3	<p>(現行規則) 火薬類取扱所の建物の屋根の外表面は、金属板、スレー ト板、かわらその他の不燃性物質を使用し、建物の内面 は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこ と。</p> <p>(規制の趣旨) <u>外部火災の延焼を防止する屋根材を使用すること等を 求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 火災を防ぎ得る材料を明示してはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 屋根の外表面は、不燃性物質を使用し、建物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄 類を表さないこと。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、不燃性物質の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>不燃性物質の明確化が図られる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
52	3	4	<p>(現行規則) 火薬類取扱所の建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、その外面に厚さ2mm以上の鉄板を張つたものとし、かつ、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>火薬類取扱所入口の扉の盗難防止の措置を講ずることが規定されている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 火薬類取扱所の入口の扉に講ずる盗難防止の措置についての自由度を増加させるべきではないか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難防止の措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行の基準を例示基準に規定する。</p> <p>(見直しの効果) <u>盗難防止措置の選択肢が広がる。</u></p>
52	3	5	<p>(現行規則) 暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものを使用しないこと。</p> <p>(規制の趣旨) <u>火薬類の爆発又は発火を防ぐため、暖房設備には温水、蒸気又は熱気以外のものの使用を禁止している。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講じた暖房装置も火薬類取扱所内で使用できるようにしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現在認められている暖房設備以外も使用できる条件を検討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>温水、蒸気又は熱気以外の暖房装置が使用可能となる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
52	3	6	<p>(現行規則) 火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合には、火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表さないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を火薬類取扱所の建物外に設けるときは、この限りでない。 【構造物解体発破、火工所、コンクリート破砕器も同様】</p> <p>(規制の趣旨) <u>照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、漏電等に対して照明する設備が安全であることを求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>火薬庫内を照明する設備が発火源となる火薬類の爆発又は発火防止のため、保管する火薬類に応じて、照明する設備の安全性を求めるべきである。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、火薬類の爆発又は発火を防止するための考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>容易に着火しないような措置が講じられている火薬類を保管する場合であれば、防爆型の照明器具を設ける必要がなくなる。</u></p>
52	3	7	<p>(現行規則) 火薬類取扱所の周囲には、適当な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>警戒設備設置の措置を求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語等を見直し、火薬類取扱所の警戒設備に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化が図られる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
52	3	8	<p>(現行規則) 火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>警戒設備設置の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語等を見直し、火薬類取扱所の警戒設備に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 内部の見やすい所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>
52	4	3	<p>(現行規則) 火薬類取扱所の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。</p> <p>(規制の趣旨) 火薬類の落下等による衝撃及び摩擦による火薬類の発火の防止。</p>	<p>(見直しの考え方) 規制の趣旨を明確化するとともに、火薬類取扱所の内面の材質についての選択肢を増やしてはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 内面は、衝撃及び摩擦を緩和できる建築材料を使用すること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、衝撃及び摩擦を緩和できる建築材料の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>内面材料の自由度が増す。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
52	4	4	<p>(現行規則) 火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>警戒設備設置の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語等を見直し、火薬類取扱所の警戒設備に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>
52 の2	3	3	<p>【火工所】</p> <p>(現行規則) 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>盗難防止を主眼とした措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 規制の趣旨を明確化するとともに、<u>盗難防止の措置についての選択肢を増やしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、前条第3項第2号に準じた建物を設け、同項第4号の盗難防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 火薬類取扱所の例示基準を準用する。</p> <p>(見直しの効果) <u>技術基準の趣旨の明確化</u>が図られる。 <u>盗難防止措置の選択肢</u>が広がる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
54		3	<p>【電気発破】</p> <p>(現行規則) 発破母線は、600Vゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて30m以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>発破母線の材質及び使用前検査</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語等を見直し、発破母線の仕様を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 発破母線は、600Vビニル絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて30m以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>
54		6	<p>(現行規則) 多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>多数斉発の際の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語を見直し、電気発破に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電流を通ずること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
54		9	<p>(現行規則) 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から30m以上離れた安全な場所で行うこと。ただし、1mA以下の光電池を使用した導通試験器を用いて試験する場合には、この限りでない。</p> <p>(規制の趣旨) <u>点火前における発破回路の導通(抵抗)試験の措置を</u>求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている古い用語等を見直し、導通(抵抗)試験に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から30m以上離れた安全な場所で行うこと。ただし、1mA以下の導通試験器を用いて試験する場合には、この限りでない。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化が図られる。</u></p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
54 の3	1		<p>【構造物解体用発破】</p> <p>(現行規則) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物(以下単に「構造物」という。)を倒壊により解体するための発破(以下「構造物解体用発破」という。)を行う場合には、第53条及び第53条の3から第54条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。</p> <p>(規制の趣旨) 構造物解体用発破を行う場合の措置を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 規定されている用語等を見直し、構造物解体用発破に関する措置を分かりやすく整理してはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物(以下単に「構造物」という。)を解体するための発破(以下「構造物解体用発破」という。)を行う場合には、第53条及び第53条の3から第54条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。</p> <p>(見直しの効果) 規制の趣旨の明確化が図られる。</p>
54 の3		3	<p>(現行規則) 構造物解体用発破の計画の決定に際しては、試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。この場合において、試験発破は、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。</p> <p>(規制の趣旨) 構造物解体用発破の計画策定を行う場合の措置を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) 規定されている用語等を見直し、構造物解体用発破に関する措置を整理してはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 構造物解体用発破の計画の決定に際しては、必要に応じ試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。</p> <p>(見直しの効果) 規制の趣旨の明確化が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
54 の3		7	<p>(現行規則) 火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>構造物解体用発破における装薬時の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている用語等を見直し、構造物解体用発破における装薬時の措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 発破孔に装填した火薬類は、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>
54 の3		10	<p>(現行規則) 構造物の地上部分を電気発破により解体するときは、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第54条第4号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させないこと。この場合において、発破母線の点火器に接続する側の端は絶縁物で被覆すること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>構造物解体用発破における電気発破時の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている用語等を見直し、構造物解体用発破における電気発破時の措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 構造物の地上部分を電気発破により解体するときは、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第54条第4号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端は、短絡せずに絶縁物で被覆すること。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
55	1	3	<p>【不発】</p> <p>(現行規則) ガス導管発破の場合には、第1号、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には、前号の措置を講じた後5分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後10分以上、その他の場合には、点火後15分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。</p> <p>(規制の趣旨) <u>不発時の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>使用されている雷管の種類によらず一律規制されている導火管発破について、使用する雷管の種類に応じて技術基準を適用する場合を明確化すべきではないか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) ガス導管発破の場合には第1号の措置、電気雷管(半導体集積回路を組み込んだものを除く。)によつた場合には前号の措置、導火管発破(専用の点火器を用いたもの)の場合には再点火できないような措置を講じた後5分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には前号の措置を講じた後10分以上、その他の場合には点火後15分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>
56			<p>【発破終了後の措置】</p> <p>(現行規則) 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他の岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後(坑道式発破にあつては、発破後30分を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所及びその附近に立入らせてはならない。</p> <p>(規制の趣旨) <u>発破終了後の措置</u>を求めている。</p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている用語等を見直し、発破終了時における措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後(坑道式発破にあつては、発破後30分を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。</p> <p>(見直しの効果) <u>規制の趣旨の明確化</u>が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
56 の4	3	1	<p>【煙火の消費】</p> <p>(現行規則) 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、20m以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>煙火置場の事故防止(位置)を主眼とした措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>規制の趣旨を明確化するとともに、煙火置場に存置する火薬類の発火又は爆発を防止するための措置についての選択肢を増やしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 煙火置場は、打ち揚げる煙火、仕掛煙火及び他の火気に対し、煙火置場に存置する火薬類の発火又は爆発を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、火薬類の発火又は爆発を防止するための考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) 技術基準の趣旨の明確化が図られる。 火薬類の発火又は爆発防止措置の選択肢が広がる。</p>
56 の4	3	5	<p>(現行規則) 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>煙火置場における発火防止の措置を求めている。</u></p>	<p>(見直しの考え方) <u>規定されている用語等を見直し、煙火置場における発火防止の措置を分かりやすく整理してはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により発火しないような措置を講ずること。</p> <p>(見直しの効果) 規制の趣旨の明確化が図られる。</p>

条	項	号	現行規則	見直しの考え方(案)
56 の4	4	7	<p>(現行規則) 消費の準備の終了した仕掛煙火(火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。)から20m以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から20m以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。</p> <p>(規制の趣旨) <u>煙火消費時の不測の点火を防ぐことを主眼とした措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 規制の趣旨を明確化するとともに、<u>不測の点火を防ぐための措置についての選択肢を増やしてはどうか。</u></p> <p>(見直し後の規制イメージ) 消費の準備の終了した仕掛煙火の近くでは、煙火を打ち揚げないこと。ただし、必要な安全措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、必要な安全措置の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) <u>技術基準の趣旨の明確化が図られる。</u> 不測の点火を防ぐための措置の選択肢が広がる。</p>
56 の4	5	2	<p>(現行規則) 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、0.01Aを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。</p> <p>(規制の趣旨) <u>不点火を防止するための措置。</u></p>	<p>(見直しの考え方) 規制の趣旨を明確化するとともに、導通(試験)試験方法の選択肢を増やしてはどうか。</p> <p>(見直し後の規制イメージ) 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、点火玉又は電気導火線には発火のおそれのない安全な電流を流し、かつ、危害予防の措置を講ずること。</p> <p>(見直し後の規則に係る例示基準の考え方) 現行基準を例示基準とするとともに、発火のおそれのない電流の考え方について検討する。</p> <p>(見直しの効果) 技術基準の趣旨の明確化が図られる。 <u>導通(抵抗)試験方法の自由度が増加する。</u></p>